## 「DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」 Q&A

Ver 1.0 2024/6/17

問1. 表 2-4、表 3-4、別紙2及び別紙3について、各レベルにおける手法は表に記述されたものに限られるのでしょうか?

いいえ。表 2-4、表 3-4、別紙 2 及び別紙 3 は例示に過ぎません。「付録 B 3 認証に係る対策基準」を満たすものであれば、別の手法も利用可能です。

問2. 表 2-4、表 3-4、別紙2及び別紙3について、マイナンバーカードによる身元確認は、 署名用電子証明書を使うことに限られるのでしょうか?

いいえ。表 2-4、表 3-4、別紙 2 及び別紙 3 は例示に過ぎません。マイナンバーカードを利用して身元確認を行う場会、署名用電子証明書に限らず、利用者証明用電子証明書を利用することも可能です。

問3. 署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の利用にあたっての注意事項はありますか?

署名用電子証明書を利用する場合、電子署名の対象となる文書(以下、署名対象文書)が必須です。また、利用者に対して署名対象文書を明示したうえで署名を行う必要があります。

署名対象文書がない場合は利用者証明用電子証明書を利用することが適切です。 一方、利用者証明用電子証明書を利用する場合、その性質上、「付録 B 2.1 電子署名と認証」に記載の通り、改ざん検知の機能と、事実否認の効果がないことにご留意ください。